

春日市児童育成支援拠点業務仕様書

1 委託業務名

春日市児童育成支援拠点業務

2 業務の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 対象者

本業務による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、業務の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

5 業務内容

(1) 安全・安心な居場所の提供

養育環境等にサポートが必要な家庭や学校に居場所のない児童等のため、安全・安心な居場所となる場所を提供する。

【定員】 概ね9人

【開所日数】 週3日以上開所するものとし、そのうち1日は土曜日又は日曜日とする。

【開所時間】 次に掲げる時間に開所することとし、児童の状況等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

- ① 学校の授業の休業日(長期休暇期間等)に行う本業務1日につき、8時間(原則午前10時から午後6時まで)

- ② 学校の授業の休業日以外の日(平日)に行う本業務 1 日につき、
学校の授業の終了後から原則午後 6 時以降まで
- (2) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)
児童の年齢や児童の実態(成長や心と身体の状態)に応じた基本的な生活習慣を身に付けるための支援を行う。
- (3) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)
宿題の見守りや学習習慣を身に付ける支援を行う。
- (4) 食事の提供
児童の身体の状態を考慮しつつ適切な食事を提供する。
- (5) 課外活動の提供
児童の自己肯定感・自己有用感を高めるため、多様な体験活動や外遊び等を提供する。
- (6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、春日市こども家庭センター等関係機関との連携を図る。
- (7) 保護者への情報提供、相談支援
悩みや困難を抱える保護者に対して子育てサービスや資源の情報提供、定期的な面談等を実施する。
- (8) 送迎支援
児童の自宅・業務実施場所(以下「拠点」という。）・学校等の距離が離れている場合や、帰宅時間が夜間に及ぶ場合等に送迎を実施する。

6 児童育成支援拠点業務の実施場所

春日市内(1 箇所)

7 利用料

利用料について 無料とする。

8 配置職員

支援の実施にあたり、以下(1)(2)の職員を配置して支援を行うこと。

なお、1 人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第 4 条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に 2 年以上従事していた経験を有する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち 1 人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置にあたっては、児童 5 人に対し 1 人以上の職員を目安に配置す

ることとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、拠点で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えない。

(1) 管理者

【職務内容】

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、春日市こども家庭センターや学校等関係機関との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定等を行う。

【要件】

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの。

(2) 支援員

【職務内容】

児童や保護者への支援等を行う。

【要件】

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの。

9 留意事項

業務の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 支援にあたっては、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）、児童育成支援事業実施要綱（別添1）及びガイドライン（別添2）等の法令等を遵守するとともに、児童、保護者、その他の意向の把握に努めなければならない。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談に応じる場合には、必要に応じ、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況を把握し、問題点の明確化を図ること。

なお、専門的な知識を特に必要としない市のサービスの活用で対応できる軽微な相談については、市と連携して適切な対応を図ること。

- (3) 相談者に係る基礎的事項、相談内容及び対応状況等を記録に留める。個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。春日市の承諾なく、記録を他人に閲覧させ、複写させ、譲渡し、又は貸与してはならない。
- (4) 個々の利用者への支援内容を中心に記載した支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行うこと。支援計画の作成にあたっては、児童及び保護者の意向を確認し、解決すべき課題、支援内容を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の見直しを行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

- (5) 春日市こども家庭センター等関係機関との連絡調整を行うにあたっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
- (6) 事業者は、月 1 回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市に報告すること。また事業者は、養育環境の悪化などによりほかの支援の必要性が認められる場合等には市に随時の報告を行うこと。なお、性的暴力等、児童の心身に重大な影響を及ぼす事案を発見した際は、速やかに市に報告すること。
- (7) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律を踏まえた職員の配置を行うこと。

10 設備について

- (1) 児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市長が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所(空き家や賃貸物件の活用を含む。)で実施すること。
- (2) 本業務を行う場所には、開所時間中に児童が集まることのできる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び使所等の設備を設けることが望ましい。
- (3) 施設面積に関しては、定員数に合わせ十分な広さを確保すること。なお、専用スペースについては、児童一人当たりの床面積 2.47 m²を目安としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。

11 履行報告

事業者は、記録表(日報)を備え、市が別に定める様式により、支援報告書(月報)を支援月の翌月 10 日までに提出すること。ただし、3 月の支援実績については、当月末日までに提出すること。

12 個人情報について

本業務を提供するために市から提供を受けた、又は本業務を提供する中で事業者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしてはならない。

また、本守秘義務は、委託契約終了後も同様に効力が継続するものとする。

13 その他

本仕様書、児童育成支援拠点事業実施要綱(別添 1)及びガイドライン(別添 2)に定めのない事項については、市と協議のうえ、指示に従うこと。